

広島県告示第五十号

平成二十一年広島県告示第九百九十六号で命じた次の区域に係る腐蛆病そのまん延を防止するためのみつばち等の移動及び移出入禁止措置は、平成二十一年十一月三十日に解除した。

平成二十一年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市因島中庄町、因島田熊町、因島土生町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町